

件名		旅券発給委託業務公募型プロポーザル 質疑回答
証紙廃止に伴う対応について		
①	質問	証紙廃止に伴いパスポートセンター等で導入予定の機器・システムについて、高知県において既に機種、仕様等は決定済みでしょうか。また、当該機器・システムの調達、設置、設定、保守等は、高知県が実施するのか、受託者が実施するのか、ご教示ください。
	回答	企画提案書 6 ⑤に記載のとおり、現状として受託者が実施している収入印紙及び高知県収入証紙の売りさばきのうち高知県収入証紙のみ令和 9 年 7 月末で廃止となります。それまでは現状のサービスを継続していただき、高知県収入証紙の廃止後は、現金での収納サービスを行っていただく予定です。なお、令和 9 年度中の変更となりますことから、現段階において導入機器等は決定していませんが、機器等を導入する場合には、高知県が調達、設置、設定、保守等を実施する予定です。
②	質問	あわせて、クレジットカード決済及び QR コード決済の導入予定の有無についてご教示ください。導入予定がある場合、決済手数料の負担者が高知県又は受託者のいずれとなるのか、ご教示ください。
	回答	企画提案書 6 ⑤に記載のとおり、高知県収入印紙の廃止後は、現金対応に変更予定ですので、パスポート窓口では、その他の収納については考えておりません。
③	質問	さらに、上記機器・システムの運用に必要なとなる通信回線、ネットワーク環境、セキュリティ対策等の手配について、高知県が行うのか、受託者が行うのか、ご教示ください。
	回答	企画提案書 6 ⑤に記載のとおり、高知県収入印紙の廃止後は、現金対応に変更予定ですので、パスポート窓口では、その他の収納については考えておりません。
④	質問	売りさばき所の取扱について 本業務を現在の売りさばき所において運営する想定なのか、あるいは新たに設置される収納所等との連携が求められるのか、ご教示ください。業務内容及び見積内容に影響するため、現時点での想定される役割分担についてご教示ください。
	回答	本業務は、現在の窓口の場所での運営のみを想定しており、他の機関等との連携は求めています。付加的サービスとして提案していただくことは可能です。
⑤	質問	売りさばき所において収納した現金の取扱いについて 売りさばき所において収納した現金の保管、集計、入金、払込等の取扱いについてご教示ください。また、現金の回収、保管、金融機関への払込、日次締め処理等について、高知県様及び受託者のいずれが実施するのか、ご教示ください。
	回答	収入事務の手続については、受託者が高知県の歳入金取扱者となり、収納した現金については、領収金額の総額により納期限までに高知県の指定金融機関等払い込むように高知県会計規則において定められています。なお、領収金額の総額が 3 万円以上に達したときは、その翌日（期限となる日が銀行法第 15 条第 1 項に規定する休日に該当するときは、当該期限となる日の翌日以後における直近の休日でない日）が納期限となります。
業務の執行体制について		
	質問	付加的サービスを提供するに当たり、募集要領等に定める業務従事者の配置基準を上回る人員を配置することは可能でしょうか。また、その場合、見積限度額を下回る範囲であれば提案して差し支えないか、ご教示ください。
	回答	見積限度額を超えない範囲で、仕様書別紙②に記載している配置基準を上回れる場合は、問題ありません。